

起訴されるか否かには、特にの時期に黙否できるかどうかにかかってくる。自分を守り組織を守る為にも奮闘する事は、もし仮に起訴された場合にも公判斗争に於いて決定的に真が分りますので、全思想性をかけて黙否で奮闘すべき。

● 起訴理由開示公判

起訴された人間は、被害者あるはりの被害者ない公判所に公開の法廷で起訴の理由の開示を請求できる。起訴された斗争をする被告人が期日を持って一せに請求を出し、この斗争の進行した訳ですがその中で、拘留理由の開示が全く形式的に行われ、被告人の発言が時間をくまきり、被告人の請求に対しては、直ちに退廷を命ぜられ、拘留を履行せよと政治的判斷によるという状態が、まさに政治的判斷による拘留に於ける拘留理由開示公判性を暴露し、オニにオニに拘留された人間が、オニにオニに拘留された人間で斗争

そして起訴された人間は被告人と呼ばれる。以上は、あくまでも現行ブルジョア法にのっとった説明であり、我々としては、少くも起訴の権限を独らしているところの検察官が、いかにムコ子不全く我々の側から裁かれる立場のものでないか、ということ、を東大才判斗争等々を総括する中から見抜かなければいけない。我々が、これからの斗争を闘う場合、現在の司法弾圧体制の中に於いては、逮捕されるのは、ほとんど起訴されるであろう。その様な時には、斗争の旗を掲げ、検察官並に、本質的に斗争する人民を弾圧する機関としてある才判所とものを、弾劾し、やがては、裁いてくんだという、ほんろうした思想性を持って、才判斗争を最後まで、斗い抜く決意を固めてもらいた。

いる学生と外で斗争に悩んでいる学生との大量的連帯の場としてある。

● 起訴

検事は、拘留中に起訴が釈放かを決定する訳だが、現行法に於ける起訴とは、罪刑法定主義を原則とする日本に於いて、例へば、人を殺した者は、死刑または...の懲役に処すの条文に表れているところの事実。人を殺すことを行つたと思われる人間が、警察に逮捕され、地検に送られ、そこで検事がその事実を証明できるところの場合、その人間が何を為し、人を殺すという行為（それが、その罪状（殺人罪）にあてるといふこと）を記した起訴状を才判所に提出する、ことよって才判が始まる。この検察官が、日裁判所に対し、裁きを求める行為を起訴という。

家裁の審判(少年)期日が入ったら、すぐ争議団事務所330-2337に連絡する。その他、地裁、地検、警察等から呼び出しその他、疑問があったら、直ちに争議団事務所330-2337に連絡する。

弁護士 田賀 秀一

TEL 330-2337

1-9

1-10